

## 各案件の説明事項

各案件に関する説明事項を記載しておりますので、資料と併せてご確認ください。

### (1) 報告案件1 地域密着型サービスの整備について

#### (資料1-1) 地域密着型サービスの整備の現状と今後について

令和3年度の公募結果及び令和4年度の公募スケジュール、整備計画目標数を報告するものです。

#### (資料1-2) 第8期地域密着型サービス整備状況について

圏域ごとのサービスの種類及び整備予定数を示しております。

### (2) 報告案件2 地域包括支援センターの受託者選定について

#### (資料2) 選定結果について

令和4年4月から新規開設する地域包括支援センターの受託者を選定するにあたり、春日丘・穂積エリア、沢池・西エリア、天王・東奈良エリア、玉島・葦原エリアにおいてプロポーザルを実施し、受託者が決定しましたので、その結果を報告するものです。

### (3) 報告案件3 地域包括支援センターの設置(開設)について

#### (資料3-1) 設置届出書

地域包括支援センターの設置については、参考資料のとおり介護保険法の規定に定められています。

今回、新規の受託者となる2法人より設置届出書の届出がありましたので、春日丘・穂積エリア及び天王・東奈良エリアの地域包括支援センターの設置について報告をするものです。

なお、沢池・西エリアについては南春日丘七丁目 11 番 48 号に置く「茨木市地域包括支援センター春日丘荘」が、玉島・葦原エリアについては真砂二丁目 16 番 15 号に置く「茨木市地域包括支援センター葦原」がセンターを移転し、名称を変更し、事業を実施する予定のため、新規事業者としての設置届出書の届出はありません。

#### (資料3-2) 新規開設場所

新規設置の地域包括支援センターの茨木市内における位置図です。

### **(資料3-3) 令和4年度 地域包括支援センター一覧**

令和4年4月からの地域包括支援センター設置一覧です。

三職種とは、保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員を指しますが、担当エリアの高齢者人口に応じた配置数としています。

### **(4) 審議案件1 介護予防支援事業者の指定について**

#### **(資料4) 介護予防支援事業者2件**

指定介護予防支援事業者の指定については、介護保険法の規定において、地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行うこととされております。

介護予防支援事業者は、要支援の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるようなケアプラン(介護予防サービス計画)の作成や、サービス事業所との連絡、調整などを行います。

今回、地域包括支援センターの新規受託者となる2法人から申請がありましたので、春日丘・穂積エリア及び天王・東奈良エリアの指定介護予防支援事業者の指定についてお諮りするものです。

申請内容については、指定基準に適合していることを確認したうえで指定し、4月1日に事業開始する予定です。

なお、沢池・西エリアについては南春日丘七丁目 11 番 48 号に置く「茨木市地域包括支援センター春日丘荘」が、玉島・葦原エリアについては真砂二丁目 16 番 15 号に置く「茨木市地域包括支援センター葦原」がセンターを移転し、名称を変更し、事業を実施する予定のため、新規事業者としての指定はありません。

### **(5) 審議案件2 地域密着型サービス事業者の指定について**

#### **(資料5-1) (資料5-2) 地域密着型通所介護2件**

地域密着型通所介護は、利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスになります。

要介護状態となった利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、デイサービスセンターにおいて日帰りで必要な日常生活の世話及び機能訓練を提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスです。

(資料5-1)及び(資料5-2)については、1ページ目に概要、2ページ目に人員・設

備・運営基準とその適合状況、3ページ目から運営規程、周辺地図、日常生活圏域での所在地を掲載しています。

#### (資料5-1)

南圏域で、令和4年3月1日に事業開始予定の「デイサービスばん福(ばんぷく)」の資料になります。

事業所の所在地は茨木市島二丁目 11 番 25 号、利用定員は1日 10 人です。

法人名称は株式会社 Snuggle(すなぐる)です。令和3年に設立した法人が、地域密着型通所介護と通所介護相当サービスを運営する予定です。

#### (資料5-2)

南圏域で、令和4年3月1日に事業開始予定の「ひだまりデイサービスセンター」の資料になります。

事業所の所在地は茨木市沢良宜西一丁目4番7号、利用定員は1日 11 人です。

法人名称は株式会社創康(そうこう)です。平成 24 年に法人設立し、茨木市内で整骨院を経営しており、令和4年3月1日から地域密着型通所介護と通所介護相当サービスを運営する予定です。

### (6) 審議案件3 令和4年度 茨木市地域包括支援センター運営方針(案)について

#### (資料6) 令和4年度 茨木市地域包括支援センター運営方針(案)

運営方針とは、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方、業務推進の指針等を明確にし、地域包括支援センターの業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に毎年度策定しており、令和4年度の運営方針の内容についてお諮りするものです。

内容については、令和3年度運営方針を踏襲しております。

### (7) その他 今後の予定・連絡事項等

#### ・スケジュールについて

令和4年度の第1回目の運営協議会は7月の開催を予定しております。日程等の詳細が決定し次第、ご連絡させていただきます。